

2020年1月
文部科学省

令和2年度 文部科学関係税制改正要望事項の結果

(概要)

要望の一部又は全部が認められたもの

- (1) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大（内閣府との共同要望）【所得税】
- (2) ゴルフ場利用税の非課税措置の拡充 【ゴルフ場利用税】
- (3) オリンピック・パラリンピックメダリストに対する金品の非課税措置の拡充【所得税等】
- (4) 一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置の創設【所得税等】
- (5) 障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の延長【固定資産税等】
- (6) 高等学校等就学支援金制度の見直しに係る非課税措置等の所要の措置【所得税等】
- (7) 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長（厚生労働省、財務省、総務省等との共同要望）【法人税等】
- (8) 認定NPO法人等のPST算定における休眠預金等からの助成金の除外（内閣府、法務省、厚生労働省との共同要望）【所得税等】
- (9) 私立学校法の改正に伴う税制上の所要の措置【所得税】

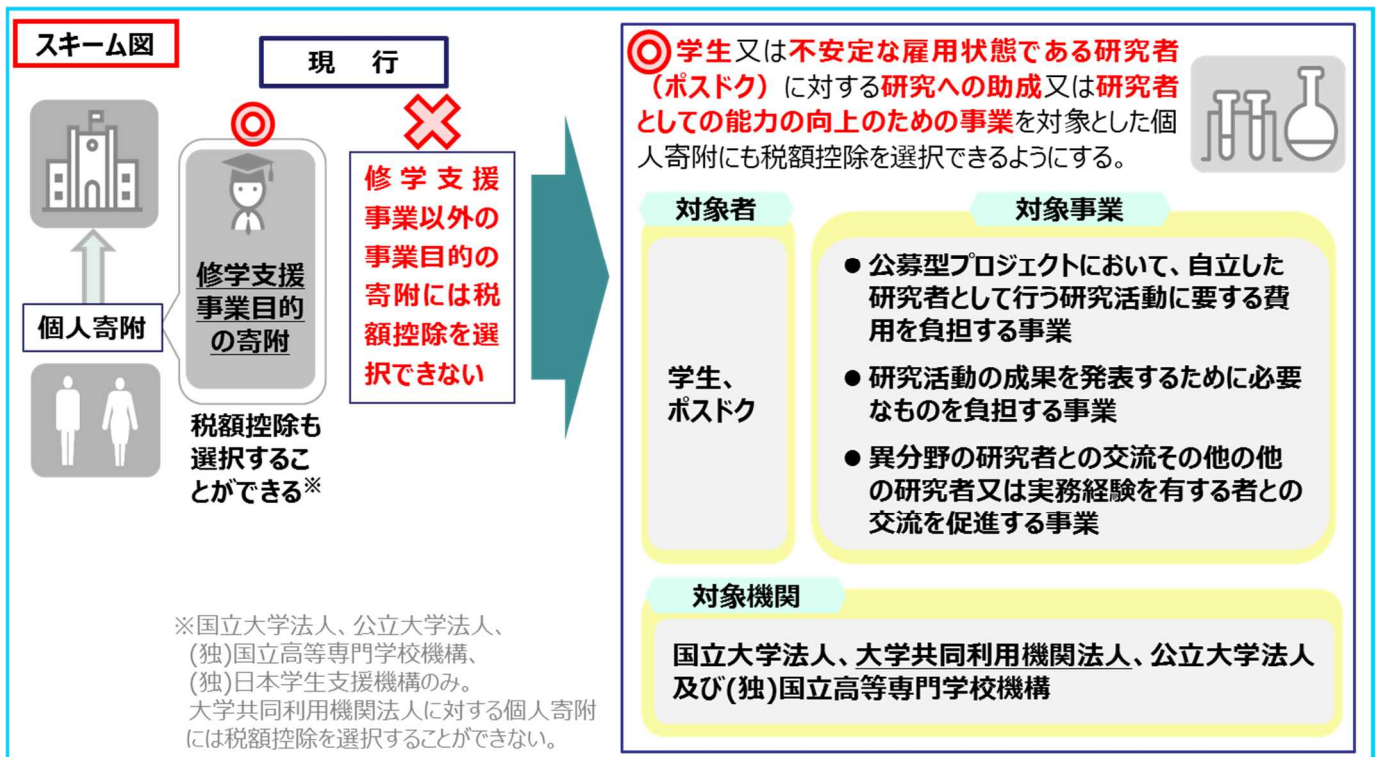
その他要望していたもの

- 個人が学校法人等に対して寄附を行った場合における税額控除の控除率の引上げ（内閣府、法務省、厚生労働省との共同要望）【所得税】
- PFI法に規定する選定事業者が取得する国立大学の校舎に係る課税標準の特例措置の延長【固定資産税等】

○ 要望の一部又は全部が認められたもの

(1) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大（内閣府との共同要望）【所得税】

現在、国立大学法人、公立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対する個人寄附は、経済的理由により修学が困難な学生等の修学支援に係る事業（以下「修学支援事業」という。）を対象とする場合に限り、税額控除を選択できる。これらの機関及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）における「不安定な雇用状態である研究者等に対する研究助成・能力向上のための事業」を対象とした個人寄附にも、税額控除を選択できるようにする。



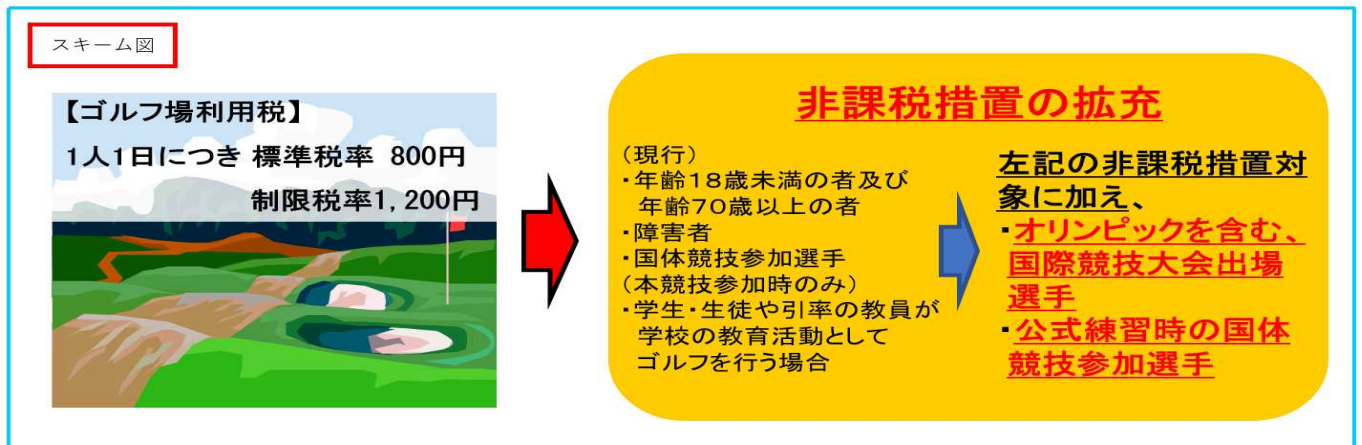
(2) ゴルフ場利用税の非課税措置の拡充【ゴルフ場利用税】

2020年東京大会の開催を来年に控えていること等の状況を踏まえ、新たに以下のゴルフ場利用について非課税とする。

- ① オリンピックを含む国際的な規模のスポーツの競技会(※1)のゴルフ競技への参加選手による当該ゴルフ競技及び公式練習のための利用。
- ② 国民体育大会のゴルフ競技への参加選手によるゴルフ競技の公式練習(※2)のための利用。

(※1) 閣議決定または了解された大会に限る(オリンピック以外の国際競技大会では、現状では「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」「2026年第20回アジア競技大会」が適用対象となる)。

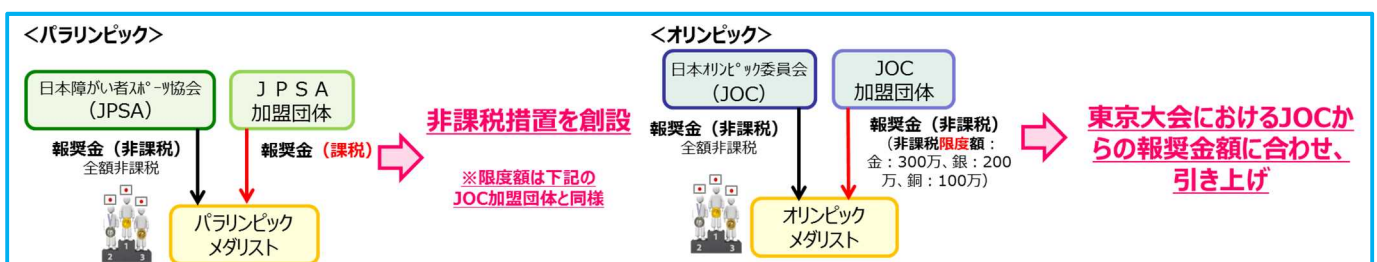
(※2) 現行もゴルフ競技自体のための利用は非課税。



(3) オリンピック・パラリンピックメダリストに対する金品の非課税措置の拡充【所得税等】

オリンピック・パラリンピック競技大会のメダリストに交付される金品(報奨金)について以下の措置を講ずる。

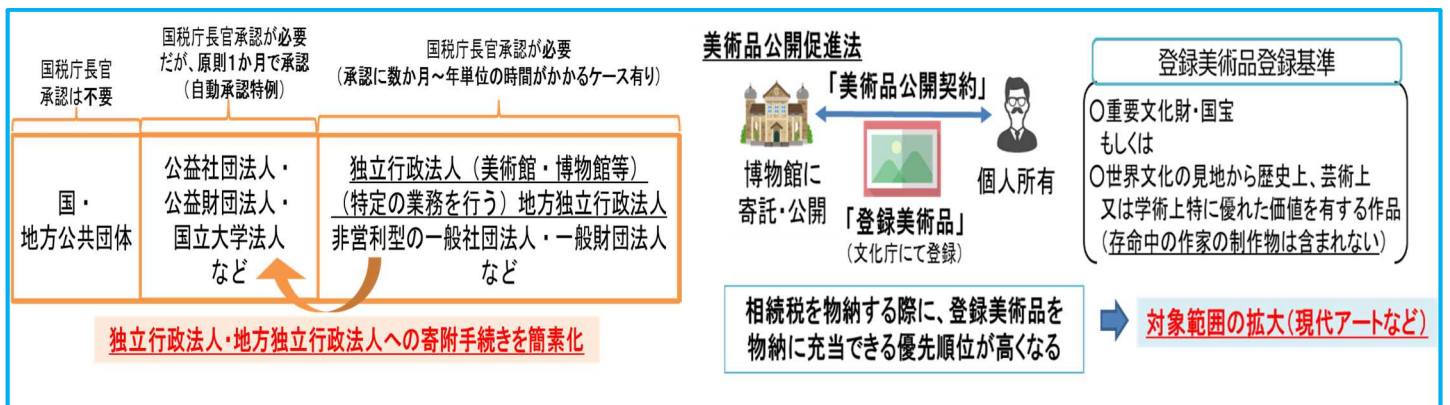
- ① 日本障がい者スポーツ協会(JPSA)の加盟団体からメダリストに交付される報奨金について、非課税措置を創設する。
- ② 日本オリンピック委員会(JOC)及びJPSAの加盟団体からメダリストに交付される報奨金について、東京大会においてJOCからメダリストに交付される報奨金の額まで非課税限度額を引き上げる。



(4) 一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置の創設【所得税等】

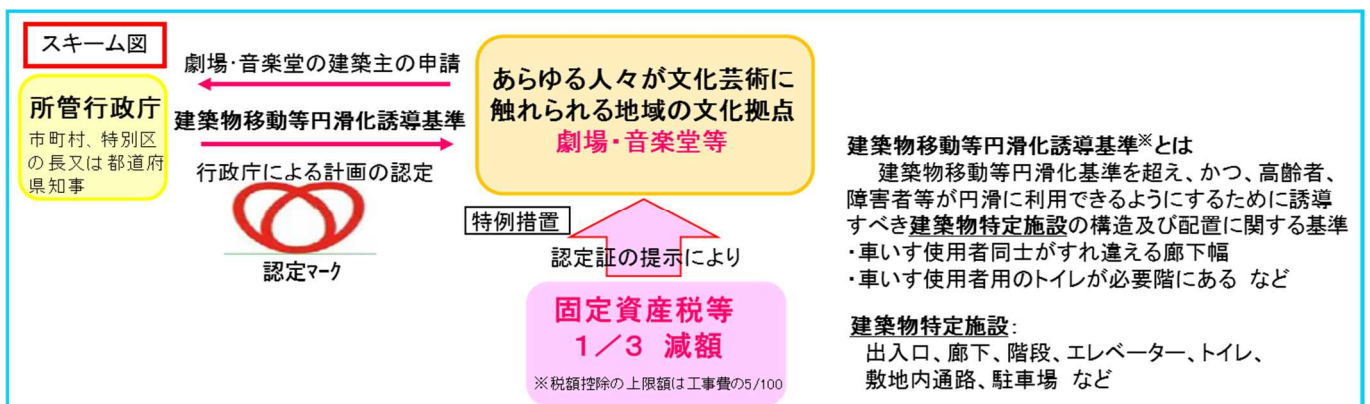
博物館等と地域との連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進し、博物館等のコレクションの充実による一層の魅力向上を図るため、新たな法律の制定を前提に、同法に基づく認定を受けた事業を行う独立行政法人又は地方独立行政法人に美術品を寄附する際の非課税特例適用に係る手続きを簡素化する。

また、(美術館における)優れた美術品の一層の公開促進のため、相続税の物納について、関係法令等の改正を前提に、適用対象となる登録美術品の範囲に制作者が生存中である美術品のうち一定のものを加える。



(5) 障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の延長【固定資産税等】

公益法人を含む民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準(※)に適合するバリアフリー改修を行う場合において、固定資産税・都市計画税額を3分の1減額する特例措置について、適用期限を2年延長する(令和4年3月31日まで)。



（６）高等学校等就学支援金制度の見直しに係る非課税措置等の所要の措置【所得税等】

令和２年４月から、年収５９０万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現するための制度の見直しに伴い、高等学校等就学支援金について、関連の法令改正を前提に、引き続き、非課税措置等の税制上の所要の措置を講ずる。

（７）退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長（厚生労働省、財務省、総務省等との共同要望）【法人税等】

退職等年金給付の健全な運営を確保し、私立学校教職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図るため、退職等年金給付の積立金に対する特別法人税について課税停止措置を３年延長する（令和５年３月３１日まで）。

（８）認定ＮＰＯ法人等のＰＳＴ算定における休眠預金等からの助成金の除外（内閣府、法務省、厚生労働省との共同要望）【所得税等】

休眠預金等活用制度に基づく交付金について、学校法人を含む公益法人等が個人寄附に係る税額控除の対象となるための寄附実績の算定式から除外する等の税制上の所要の措置を講ずる。

（９）私立学校法の改正に伴う税制上の所要の措置【所得税】

私立学校法の一部改正より、学校法人においては役員報酬基準等の閲覧対象となる書類が拡大することに伴い、租税特別措置法施行令上の閲覧対象書類との整合を図る等所要の措置を講ずる。